

# 居宅介護支援及び介護予防支援事業所 運営規程

介護老人保健施設  
仙台ロイヤルケアセンター

## 居宅介護支援及び介護予防支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人財団明理会が開設する指定居宅介護支援事業所「介護老人保健施設 仙台ロイヤルケアセンター」(以下「当事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業及び介護予防支援事業(以下「指定居宅介護支援事業等」という)の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員が要介護又は要支援の認定をうけた(以下「利用者」という)に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 当事業所の介護支援専門員は利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 1 指定居宅介護支援事業等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成するにあたり、主治の医師(主治医や歯科医師)の医学的な意見を踏まえる事や利用者またはその家族に対し十分な説明を行い文章による同意を得る事とする。
- 2 中立公平の立場を明確にし、利用者又はご家族様の立場、状況等を十二分に勘案して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者は居宅サービス計画及び介護予防サービス計画について複数の事業所の紹介を求める事ができる。また、当該事業所を居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に位置づけた理由を求める事もできる。
- 4 利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する。また、厚生労働大臣が公表する、介護保険等関連情報その他、必要な情報を活用し、適切かつ有効に努める。

### (当事業所の名称等)

第3条 事業を行う当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 介護老人保健施設 仙台ロイヤルケアセンター
- 2 所在地 宮城県仙台市青葉区みやぎ台1丁目31番1号
- 3 電 話 022-394-7651

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員1名(兼任)以上  
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名(常勤)以上  
介護支援専門員は居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとし12月30日から1月3日まで及び祝日を除く。
- 2 営業時間 月曜日～金曜日 8時45分～17時45分  
土曜日 8時45分～12時45分
- 3 連絡体制 電話(携帯電話)、FAX等により24時間連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業等の提供方法及び内容と料金)

第6条 指定居宅介護支援事業等の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準とする。

- 1 一 相談の場所 ご自宅又は相談室等
- 二 課題分析表の種類  
居宅介護支援:MDS-HC(ケアプラン作成ソフト)  
介護予防支援:厚生労働省の通知で示された「介護予防支援業務に係る関連様式例」  
におけるアセスメント領域を満たす方式。
- 三 サービス担当者会議開催場所 ご自宅又は仙台ロイヤルケアセンター応接室等
- 四 居宅訪問の頻度

(居宅介護支援)

特段の事情が無い限り少なくとも1月に1回は利用者と面談を行いモニタリングの結果を記録する。また、面談は原則、利用者の居宅を訪問する事により行う。

※次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。テレビ電話装置等を活用して面接を行う事について、文書により利用者の同意を得ている事。サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師(主治医や歯科医師)、担当者その他の関係者の合意を得ている事。

(i)利用者の心身の状況が安定している事。

(ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる事。

(iii)介護援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること

(介護予防支援)

特段の事情が無い限り少なくとも3月に1回は利用者と面談を行いモニタリングの結果を記録する。また、面談は原則、利用者の居宅を訪問する事により行う。

※次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者の居宅へ訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して利用者に面談しながら介護予防サービス計画書の実施状況について確認する。利用者の状況に変化がある時は利用者宅へ訪問し確認する。

サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師(主治医や歯科医師)、担当者その他の関係者の合意を得ている事。

(i)利用者の心身の状況が安定している事。

(ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる事。

(iii)介護援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること

## 2 利用料金

指定居宅介護支援事業等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準とするものとし、当該指定居宅介護支援等が法定代理受領サービスの場合は利用者からの徴収はない。要介護認定または要支援認定を受け利用者は、介護保険から給付自己負担は無し。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月毎に料金をいただき、後日各市町村窓口で申請すると全額払い戻しされる。

介護支援専門員の介護報酬算定においては「居宅介護支援費Ⅰ」の算定を基準とし、1ヶ月の担当利用者数は45人未満とする。

### 基本料金

#### ①居宅介護支援費

区 分	取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ（i）	45件未満	13,014円/月	16,911円/月
居宅介護支援費Ⅰ（ii）	45件以上60件未満	5,668円/月	7,336円/月
居宅介護支援費Ⅰ（iii）	60件以上	3,397円/月	4,397円/月

※ 居宅介護支援費Ⅰ（i）のみ特別地域居宅介護支援加算15%が含まれております。

#### ②加算料金

加算項目	料 金	算定要件
初回加算	3,126円/月	・新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。
入院時情報連携 加算（Ⅰ）	2,605円/月	・病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※入院日前以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携 加算（Ⅱ）	2,084円/月	・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

退院・退所加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。</li> <li>ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議に参加して、退院、退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上で居宅サービス計画書を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。</li> </ul>
	連携 1回	4.689 円/月	6.252 円/月	
	連携 2回	6.252 円/月	7.815 円/月	
	連携 3回	0	9.378 円/月	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,084 円/回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用し調整を行った場合。</li> </ul>	
ターミナル ケアマネジメント加算	4,168 円/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備すること。</li> <li>・終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又は家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問した場合。</li> <li>・訪問により把握した利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供した場合。</li> </ul>	
通院時情報連携加算	521 円/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合。</li> </ul> <p>※月1回の算定を限度。</p>	
特定事業所加算Ⅱ	4,386 円/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</li> <li>・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</li> <li>・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。</li> <li>・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</li> <li>・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</li> <li>・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</li> <li>・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</li> <li>・指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は50名未満)であること。</li> <li>・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)</li> <li>・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</li> <li>・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</li> </ul>
特別地域加算	100分の15相当/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める地域内(各法律によって定められている離島やへき地など)にある事業所がその地域において居宅支援を行った場合。</li> </ul>
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務計画が未策定の場合。</li> </ul>
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。</li> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備すること。</li> <li>・従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul>

介護予防支援費

認定	介護予防支援費（Ⅱ）
要支援 1・2	5, 658 円／月

※ 特別地域介護予防支援加算 15%が含まれております。

加算料金

加算項目	料金	算定要件
初回加算	3, 126 円／月	新規に介護予防サービス計画書を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合。

（通常の実施区域）

第 7 条 通常の実施地域は下記の通りとする。

青葉区、泉区、太白区（その他の区域については、管理者の判断により対応を決定する。）

（相談・苦情対応）

第 8 条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し自ら提供した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画書に位置づけた指定居宅介護支援事業等に関する利用の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

第 9 条

- 1 当事業所は、利用者に指定居宅介護支援事業等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条

- 1 一 従業者は、個人情報保護法に基づき、サービス提供をする上で知り得た、利用者及び家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者にもらしてはならない。これらの個人情報に対する守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 二 従業者であった者も、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。従業者または、従業者であった者が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。但し次の各号にあげる情報提供は、利用者から同意を得た上で行うこととする。
- 2 一 介護保険サービス利用のためサービス担当者会議等において、地域包括支援センター、その他介護支援事業者等への情報提供。また、サービス事業所等から伝達された利用者の情報や状態等を主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う事とする。また、主治の医師等に対して居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を交付する（医療系サービス）
- 二 入退院、入退所時に病院等（医療・介護）と連携を図る観点から情報共有する為、情報提供を受けることがある。入院になった場合には入院先病院に担当ケアマネの氏名等を知らせて頂き情報共有、連携を図るものとする。
- 三 介護保険サービスの質向上のための、学会、研究会等での事例研究発表等。尚この場合、利用者が特定できないように配慮する。

- 3 一 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約内容の一部とする。
- 4 一 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は医療法人財団明理会 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

#### 第11条

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を適切に実施する。
- 4 虐待の防止のための研修を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化の推進)

#### 第12条

当事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管する。

(附則)

この規程は 令和 6年 4月 1日から施行する。

令和 8年 2月 1日 改定

# 居宅介護支援及び介護予防支援 重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

仙台ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所  
電 話 022 (394) 7651 FAX 022 (394) 6773

受付時間 月曜日～金曜日 8：45 ～17：45 まで  
土曜日 8：45 ～12：45 まで  
(祝日を除く)

担 当 八巻 勇介 三塚 三保子 村上 征子 安藤 里加

## 2. 当事業所の概要

### (1) 指定居宅介護支援事業等の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	仙台ロイヤルケアセンター 居宅介護支援事業所
所在地	宮城県仙台市青葉区みやぎ台一丁目 31-1
介護保険指定番号	0455180018
指定の種別	居宅介護支援、介護予防支援
通常サービス提供地域	青葉区・泉区・太白区 (その他の地域は相談に応じます。)

### (2) 同事業所の職員体制

	常 勤	合 計
管理者	1名 (兼任)	1名
主任介護支援専門員	3名	3名
介護支援専門員	1名	1名

### (3) 営業時間

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日と年末年始(12月30日から1月3日)を除く。

②営業時間 8時45分から17時45分までとする。

但し、土曜日は、8時45分から12時45分までとする。

③電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(施設固定電話・携帯電話・FAXにて対応)

④緊急にご連絡を取りたい場合は、携帯電話におかけください。

※時間外は基本的に電話での対応とさせていただきますのでご了承下さい。

(緊急相談の例：緊急時のショートステイ利用や入院した時等)

### 3. 指定居宅介護支援事業等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 要介護認定の利用者は「居宅サービス計画作成依頼書」を役所の窓口へ提出します。  
※ 要支援認定の利用者は介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を役所の窓口へ提出します。
- ② 利用者本人やご家族の希望をお聞きし、居宅サービス計画を作成します。  
※ 介護予防支援の利用者は介護予防サービス計画を作成します。
- ③ サービス提供事業者は居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいたサービス提供に関する依頼及び連絡調整を行います。
- ④ 定期訪問について要介護の利用者は最低月1回（利用者の同意やサービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得つつ、要件を満たす事で2ヶ月/1回の訪問も可能）又は必要に応じて利用者に関する経過観察を行い再評価により居宅サービス計画の修正等を行います。  
要支援の利用者は3ヶ月/1回（訪問しない月は電話の確認となります。また、利用者の同意やサービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得つつ、要件を満たす事で6ヶ月/1回の訪問も可能）又は必要に応じて利用者に関する経過観察を行い再評価により介護予防サービス計画の修正等を行います。

### 4. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員が伺い本人・家族に面接をいたします。契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービス終了をする場合、文書でお申し出があれば解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に他の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に関する情報を提供します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- I 介護老人福祉施設・介護保健施設等に入所した場合
- II 要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- III サービスを3ヶ月以上利用しなかった場合
- IV ご利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対してハラスメント行為（身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント等）を行った場合や本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させて頂く場合があります。

### 5. 当事業所の指定居宅介護支援事業等の特徴等

#### (1) 運営の方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう、利用者の立場に立って援助を行い、利用者が自己選択・自己決定ができる様に支援いたします。
- ② 地域連携について、関連市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的サービスの提供に努めるものとします。また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成するにあたり主治の医師（主治医や歯科医師）の医学的な意見を踏まえる事や利用者またはその家族に対し十分な説明を行い文章による同意を得ます。
- ③ 公平中立の立場を明確にし、利用者又は家族の立場・状況に勘案して総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 守秘義務について当事業所の介護支援専門員は在職している間及び退職後にあっても正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないように努めます。

## (2) 指定居宅介護支援事業等の実施概要等

当事業所は、居宅介護支援について課題分析、アセスメントツール（MDS-HC）、介護予防支援について、厚生労働省の通知で示された「介護予防支援業務に係る関連様式例」におけるアセスメント領域を満たす方式を活用しています。利用者本人や家族の方から必要な情報を提供していただき、客観的な視点で問題を把握し、利用者本人や家族の方のご希望を充分配慮した上で居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を立てていきます。

## (3) 介護支援専門員の質の向上

当事業所では、介護支援専門員のスキルアップを図る為、行政主催の研修参加はもとよりグループ内の講習会・講演会を開催し、各職員が参加しやすい環境づくりを行っております。また、事業所内でも定期的に研修会や事例検討など勉強会を行っております。

## (4) 事故発生時の対応

①当事業所は、利用者に事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

②当事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

③当事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## (5) 業務継続計画の策定

①当事業所では、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業等の提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って、必要な措置を講じるものとします。

②当事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

③当事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## (6) 感染症の防止について

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の措置を講じます。

①感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

③事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

## (7) 高齢者虐待防止の推進

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知します。

②虐待防止のための指針を整備します。

③従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。

④虐待防止に関する措置を適切に実施する為、担当者を置きます。

## (8) 身体拘束等の適正化の推進

当事業所は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないものとします。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。

## (9) 従業者の就業環境の確保

当事業所は適切な指定居宅介護支援事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 6. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

#### 苦情対応相談窓口

相談担当責任者	八巻 勇介		
相談担当者	三塚 三保子	村上 征子	安藤 里加
電話	0 2 2 (3 9 4) 7 6 5 1	F A X	0 2 2 (3 9 4) 6 7 7 3
対応時間	月曜日～金曜日	8 : 45～17 : 45	
	土曜日	8 : 45～17 : 45	
	(祝日を除く)		

### (2) その他

#### 仙台市 各区役所

青葉区役所	介護保険課	介護保険係	電話	0 2 2 (2 2 5) 7 2 1 1 (代)
太白区役所	介護保険課	介護保険係	電話	0 2 2 (2 4 7) 2 1 1 1 (代)
泉 区役所	介護保険課	介護保険係	電話	0 2 2 (3 7 2) 3 1 1 1 (代)
宮城総合支所	障害高齢課	障害高齢係	電話	0 2 2 (3 9 2) 2 1 1 1 (代)
秋保総合支所	保健福祉課	福祉係	電話	0 2 2 (3 9 9) 2 1 1 1 (代)
仙台市介護事業支援課	ケアマネジメント指導係		電話	0 2 2 (2 1 4) 8 6 2 6
宮城県国民健康保険団体連合会	介護保険課		電話	0 2 2 (2 2 2) 7 7 0 0

## 7. 個人情報の保護

- (1) 従業者は、個人情報保護法に基づき、サービスの提供をするうえで知りえた、利用者及び家族に関する個人情報を正当な理由なく第3者に漏らしません。これら等の個人情報に対する守秘義務は契約終了後も同様とします。
- (2) 従業者であった者も、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう徹底します。
- (3) ただし、次の各号にあげる情報提供は、利用者から同意を得た上で行うこととします。
  - ① 介護保険サービス利用の為のサービス担当者会議において、介護保険サービス事業者への情報提供。
  - ② 介護保険サービスの質向上の為の学会、研究会等での事例研究発表会等。尚この場合、利用者が特定できない様に配慮します。
  - ③ 入退院・入退所時に病院等と医療、介護の連携を図る観点から情報を共有する為、情報提供を受けることがあります。入院した場合は担当ケアマネの氏名を入院先へ伝えて頂き病院へ情報提供させていただきます。
- ③ 情報の公表・保険者等における情報提供。

※この重要事項は、令和 8年 2月 1日から実施する

令和 年 月 日

居宅介護支援及び介護予防支援の提供開始にあたり利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県仙台市青葉区みやぎ台一丁目 31-1  
名 称 医療法人財団明理会  
仙台ロイヤルケアセンター

代表者名 理事長 中 村 哲 也

事業所

所在地 宮城県仙台市青葉区みやぎ台一丁目 31-1  
名 称 仙台ロイヤルケアセンター  
居宅介護支援事業所

説明者 所属 居宅介護支援専門員

氏名 八巻 勇介

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援及び介護予防支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
(署名代行者)

氏 名 \_\_\_\_\_

# 居宅介護支援及び介護予防支援 契約書

医療法人財団 明理会  
仙台ロイヤルケアセンター

# 居宅介護支援及び介護予防支援の契約書

\_\_\_\_\_殿（以下、「利用者」という）と医療法人財団明理会介護老人保険施設仙台ロイヤルケアセンターが開設する、指定居宅介護支援事業「介護保険施設 仙台ロイヤルケアセンター」（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援及び介護予防支援について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨にしたがった居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## 第2条（契約期間）

- ①この契約の契約期間は令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- ②契約満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命または交代を行なった場合は、利用者にもその氏名を通知します。

## 第4条（居宅サービス計画作成及び介護予防サービス計画の支援）

事業者は、つぎの各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立な立場において適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者は居宅サービス事業所について複数の事業所紹介を求める事ができます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めます。また主治の医師等に対して居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書を交付します。
- ⑥その他居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ①居宅介護支援の場合、毎月居宅を訪問し（利用者の同意やサービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得つつ、要件を満たす事で2ヶ月/1回の訪問も可能）、利用者及びその家族との面接等により経過の把握に努めます。介護予防支援の訪問について3ヶ月/1回（訪問しない月は電話の確認となります）。また、利用者の同意やサービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得つつ、要件を満たす事で6ヶ月/1回の訪問も可能）、利用者及びその家族との面接等により経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス計画者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画及び介護予防サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- ④サービス事業所等から伝達された利用者の情報や状態等をケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 第6条（居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を変更します。

## 第7条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

## 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し宮城県国民健康保険団体連合会に提出します。

## 第9条（要介護認定等の申請にかかわる援助）

- ①事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- ②事業者は、利用者が希望する場合は要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

## 第10条（サービスの提供の記録）

- ①事業所は、指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし契約終了後5年間保管します。
- ②利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

- ③利用者は、当該利用者様に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- ④利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

#### 第11条 (料金)

事業者が提供する居宅介護支援及び介護予防支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

#### 第12条 (契約の終了)

- ①利用者は、事業者に対して、少なくとも1ヶ月前に予告をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- ②事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者及び介護予防支援事業者に関する情報を提供します。
- ③事業者は利用者や家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対してハラスメント行為（身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント等）を行った場合や本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させて頂く場合があります。
- ④介護保険のサービスが3ヶ月以上なく、引き続き利用の希望がない場合、または、見込みがない場合、文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ⑤次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - I 利用者が介護老人保健施設及び福祉施設等に入所した場合
  - II 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - III サービスを3ヶ月以上利用しなかった場合
  - IV 利用者様が死亡した場合

#### 第13条 (秘密保持)

- ①事業者、介護支援専門員および事業者を利用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②次の各号にあげる情報提供は、利用者から同意を得た上で行うこととします。
  - I 介護保険サービス利用の為のサービス担当者会議において、介護保険サービス事業者への情報提供。
  - II 介護保険サービスの質向上の為の学会、研究会での事例研究発表会等、尚この場合、利用者が特定できない様に配慮します。
  - III 入退院・入退所時に病院等と医療、介護の連携を図る観点から情報を共有する為、情報提供を受けることがあります。また入院になった場合には入院先病院に担当ケアマネの氏名等を知らせて頂き情報共有、医療連携に努めるものとします。
  - IV 情報の公表・保険者等においての情報提供。

#### **第 14 条（賠償責任）**

- ①事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。  
ただし、事業者の故意または過失によらない時は、この限りではありません。
- ②利用者または、家族等の責めに帰すべき事由により、事業者に損害を及ぼした場合には利用者及び家族等は連帯してその損害を賠償するものとします。

#### **第 15 条（身分証携行義務）**

介護支援専門員は常に身分証を携行し初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### **第 16 条（相談・苦情対応）**

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援及び介護予防支援に位置づけた居宅サービス及び介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### **第 17 条（善管注意義務）**

事業者は、利用者より委託された業務を行なうにあたっては、法令を遵守し善良なる管理の注意をもってその業務を遂行します。

#### **第 18 条（本契約に定めのない事項）**

- ①利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- ②本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### **第 19 条（裁判管轄）**

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

(署名代行者)

氏 名 \_\_\_\_\_

事業者 住 所 宮城県仙台市青葉区みやぎ台一丁目 31-1

名 称 医療法人財団 明理会  
仙台ロイヤルケアセンター 指定居宅介護支援事業所

代表者 理事長 中村 哲也

事業所 指定番号 0455180018

住 所 宮城県仙台市青葉区みやぎ台一丁目 31-1

名 称 仙台ロイヤルケアセンター

管理者 八 巻 勇 介

説明者 指定居宅支援事業所 介護支援専門員

氏名

※この契約書は令和 6年 7月 1日から実施する

※この契約書は令和 8年 2月 1日から実施する

# 契約書別紙

## 1. 担当介護支援専門員

氏名 八 卷 勇 介

連絡先 仙台市青葉区みやぎ台一丁目 31-1  
仙台ロイヤルケアセンター

電話（代表） 022 - 394 - 7651 （直通） 022 - 397 - 8061

F A X 022 - 394 - 6773

## 2. 相談・要望・苦情などの窓口

居宅介護支援及び介護予防支援に関する相談・要望・苦情等は担当介護支援専門員か下記窓口にお申し出ください。

### \* サービス相談窓口

仙台ロイヤルケアセンター介護支援専門員

八卷 勇介 三塚 三保子 村上 征子 安藤 里加

電話（代表） 022 - 394 - 7651 （直通） 022 - 397 - 8061

F A X 022 - 394 - 6773

受付時間 月～金（祝日を除く）8：45～17：45 土曜日 8：45～12：45

## 3. 利用料金

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から給付されますので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月毎に料金をいただき、後日各市町村窓口で申請すると、全額払い戻しされます。

介護支援専門員の介護報酬算定においては「居宅介護支援費Ⅰ」の算定を基準とし、1ヶ月の担当利用者数は45人未満とします。

### ① 基本料金

#### 居宅介護支援費Ⅰ

区 分	取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ（i）	45件未満	13,014円／月	16,911円／月
居宅介護支援費Ⅰ（ii）	45件以上60件未満	5,668円／月	7,336円／月
居宅介護支援費Ⅰ（iii）	60件以上	3,397円／月	4,397円／月

②加算料金

加算項目	料 金	算定要件		
初回加算	3,126 円／月	・新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合。		
入院時情報連携加算 (I)	2,605 円／月	・病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※入院日前以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。		
入院時情報連携加算 (II)	2,084 円／月	・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。		
退院・退所加算		<ul style="list-style-type: none"> <li>退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。</li> <li>ただし、「連携 3 回」を算定できるのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医等との会議に参加して、退院、退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。</li> </ul>		
	カンファレンス参加 無		カンファレンス参加 有	
	連携 1 回		4,689 円/月	6,252 円/月
	連携 2 回		6,252 円/月	7,815 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,084 円／回	・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用し調整を行った場合。	
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備すること。</li> <li>終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又は家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問した場合。</li> <li>訪問により把握した利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供した場合。</li> </ul>		
通院時情報連携加算	521 円／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合。</li> </ul> ※月 1 回の算定を限度。		
特定事業所加算 II	4,386 円／月	・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供		

		<p>に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</li> <li>・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</li> <li>・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</li> <li>・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</li> <li>・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</li> <li>・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</li> <li>・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</li> <li>・指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること。</li> <li>・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）</li> <li>・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</li> <li>・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が 包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</li> </ul>
特別地域加算	100分の15相当/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める地域内（各法律によって定められている離島やへき地など）にある事業所がその地域において居宅支援を行った場合。</li> </ul>
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務計画が未策定の場合。</li> </ul>

<p>高齢者虐待防止措置 未実施減算</p>	<p>所定単位数の 100分の1に 相当する単位 数を減算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。</li> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備すること。</li> <li>・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul>
----------------------------	---	--

①介護予防支援費

<p>認 定</p>	<p>介護予防支援費（Ⅱ）</p>
<p>要支援1・2</p>	<p>5,658円／月</p>

※ 特別地域介護予防支援加算15%が含まれております。

②加算料金

加算項目	料金	算定要件
<p>初回加算</p>	<p>3,126円／月</p>	<p>新規に介護予防サービス計画書を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合。</p>

附則 この説明書は 令和 6年 7月 1日 から適応します。

附則 この説明書は 令和 8年 2月 1日 から適応します。